

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和4年(再口)第5号

川崎市麻生区王禅寺21番地57

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年9月15日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができ得る事項 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年10月11日まで

令和4年9月27日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和4年(再口)第6号

名古屋市熱田区一番2丁目4番3号 宝マシ

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年9月2日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができ得る事項 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年10月17日まで

令和4年9月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和4年(再口)第18号

大阪府豊能郡豊能町川尻597番地

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和4年9月12日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができ得る事項 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和4年10月24日まで

令和4年9月26日

大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和4年(再口)第2号

広島県東広島市西条町寺家6618番地1

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年9月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年9月22日

広島地方裁判所民事第4部

令和4年(再口)第19号

大阪市天王寺区上杉3丁目5番19-403号

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年9月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年9月26日

大阪地方裁判所第6民事部

令和4年(再口)第7号

川崎市幸区小倉1丁目3番7号 フロムナー

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和4年9月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和4年9月27日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月五日

福島県白河市六反山一〇番地の一

(甲) 医療法人社団若杉会

理事長 三好 勲

理事 和久 昌幸

(乙) 医療法人社団恵国会白河病院

理事長 和久 昌幸

理事 和久 昌幸

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継の上存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和五年四月一日を予定しています。

合併後存続する甲の資本金は一億円であり、資本金の額に増加はありません。乙の株主に対する金銭等の割当はありません。また、新株予約権は発行しておりません。

尚、合併後消滅する乙の保険契約者について、この合併を理由とした保険契約上の権利の不利益な変更は行いません。この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.anshr-ssi.com>

(乙) <http://www.excelaid.co.jp/ir.html>

令和四年十月五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二六

一番地オフィス二一ビル六階

(甲) あんしん少額短期保険株式会社

代表取締役 山本 賢寿

東京都新宿区早稲田鶴巻町五三四番地川尻

ビル地下一階

(乙) エクセルエイド少額短期保険株式

会社 代表取締役 石原 尚樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和四年十月五日

掲載頁 二頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和四年十月五日

掲載頁 二頁

令和四年十月五日

東京都港区港南四丁目六番五一一九〇三号

(甲) 株式会社リカーショップ愛

代表取締役 本田 夏子

東京都中央区日本橋小伝馬町一九番三三

(乙) 株式会社Ailes Ai

代表取締役 本田 夏子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nonmura.co.jp/>

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和四年十月五日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

(甲) 野村證券株式会社

代表取締役社長 奥田健太郎

大分県大分市府内町三丁目四番一号

(乙) 株式会社大分銀行

取締役頭取 後藤富一郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月五日

群馬県高崎市田町八六番地四

ライオンズ

マンション高崎田町九〇四号

合同会社ほっと・K-9

代表社員 高橋 直哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月五日

東京都足立区東和二丁目八番一号

合同会社東京事業再生コンサルティング

代表社員 佐藤由美子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月五日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目九番六号三経

32ビル5F

合同会社VAL

代表社員 林 俊介

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和四年十月五日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目二八番二号東

松ビル地下一階

合同会社YGD

代表社員 津嘉山裕二